

伊奈・谷和原丘陵部地区のまちづくり

区画整理通信第2号



順調に進む造成工事

区画整理通信第1号でもお知らせしたように、本地区の南側を中心に工事が順調に進んでいます。本年度の工事はかなり広範囲に及ぶため、工事対象区域の方々には借地のお願いに伺っているところでありますが、工事を早く完了させるためにも、ご協力をお願い申し上げます。



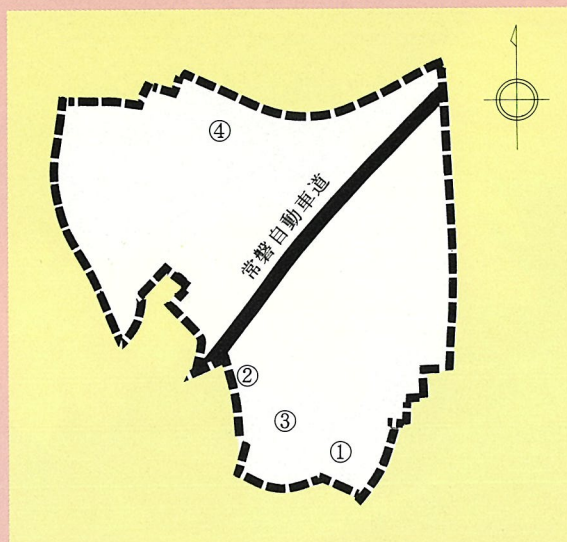
①一次造成工事中



②第3調節池築造工事中



③一次造成工事中



写真番号位置図

本地区の埋蔵文化財とは

前田村遺跡は、縄文時代を中心とする集落跡で、これまでに1629の遺構（昔掘られた穴の跡など）を調査して、土器・石器等が多量に見つかりました。

縄文時代の住居跡は252軒発見され、出土品には土偶や耳飾りが見られます。この地に住んだ人々（私たちの祖先です）は、土偶に祈りを込め、耳飾りで自分を飾っていたのです。また、縄文時代の中期（4～5千年前）の人骨も見つかりました。埋葬の方法は現在のものとは異なりますが、土器と一緒に埋められており、死者を弔う様子が伺えます。

遺跡には、私たちの祖先が生活した様子や当時の文化を知る手がかりが埋もれています。そのため、開発に先立って発掘などの調査を行い、記録や出土品を後世に残す（これを記録保存といいます）ことが重要になります。前田村遺跡の調査は、この記録保存のために行われています。

毎年2～3月に、その年の調査の結果をお知らせするために、現地説明会を行っています。たくさんの方々のご参加をお待ちしています。

財団法人 茨城県教育財団 根本 康弘

出土した縄文式土器



④発掘調査風景

建築行為についてのお知らせ

土地区画整理事業の施行中に、地区内で建築行為等が行われると、事業効率が悪くなり、工事期間が延長されるなど、事業を進める上で大きな障害になってしまいます。

そこで土地区画整理法ではこのような状況を防止するため、換地処分の公告がある日までに、建築行為などには様々な制限が設けられています。

以下に掲げる行為は、町村長の許可を得なければ行うことができません。

- 1 建築物等の新築・増築・改築
- 2 土地の形質の変更※
- 3 重さ5トンを超える物件の設置又はたい積

※ 土地の形質の変更とは、土地の掘削や盛土、切土その他の土地の形状及び地質の変更などをいいます。



地区内には、この掲示板が数カ所設置されています。

伊奈・谷和原地区のまちづくりは、権利者の皆様のご理解とご協力があつてはじめて成り立つものです。今後ともよろしくお願い申し上げます。

発行：茨城県南都市建設事務所

〒300-12 茨城県牛久市牛久町279-1 千秋ビル 6 F

TEL 0298-72-8811 FAX 0298-72-8818

平成6年8月25日発行